

# 令和2年度舞鶴市立余内小学校いじめ防止基本方針（令和2年改正）

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立余内小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## I 組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、不登校対策担当、各学年主任、人権主任、教育相談主任、養護教諭、まなび・生活アドバイザー

- 3 「いじめ対策委員会」は月1回開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実効・検証・修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時の、その原因がいじめにあるかの判定
  - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## II いじめの捉え

文部科学省が示す判断基準に立ち、いじめも暴力も放置することなく対応する

### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、おこった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることとする。

### Ⅲ 未然防止

#### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

#### 2 教育課程の工夫・充実

学校教育における「未然防止」は、各教科、領域をはじめ全教育活動において、意識的に取り組まなければならない。また、生徒指導と教育相談とを有効に機能させ、その充実を図る必要がある。児童・生徒は、生徒指導の機能を活かした授業や、自分の目標と役割を持って学校行事等に参加し、自己有用感や信頼関係が満足に得られる中で、望ましい成長を遂げる。

また、不登校の「未然防止」のキーワードである「心の居場所づくり」と「絆づくり」は、いじめの未然防止にも有効である。この学級（学校）で自分は認められ大切にされていると実感できるとき、そこは「心の居場所」となり、その安心や喜びを基盤に共同の体験や活動を通して「絆づくり」が進んでいく。「心の居場所づくり」には安心・安全がベースとなる。互いに傷つけられることなく安心して学び生活できるためのルールやマナーを教え実践させる中で、あたたかくて受容的な人間関係が育ち、いじめを起しにくい支持的風土が形成される。

#### 3 いじめの構造を学ばせる

いじめを構造的にとらえ、集団として学びを深めることは、被害者・加害者だけではなく、傍観者の意識に訴える効果がある。いじめには、「同心円状の4層構造」がある。中心に被害者、その外に加害者、さらにその外に扇動者、最も外に「かかわりたくない」「仕返しが怖い」などの理由から見て見ぬ振りをする「傍観者」がいると言われる。いじめにおいては、ほとんどの子どもは傍観者である。この傍観者の意識を変化させることは、いじめの防止・解決に大きな意味を持つ。傍観者である子どもたちは、人権を侵害する行為であること、社会の秩序を乱す許されない行為であることに気付いていく。

#### 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。(携帯電話、スマートフォン等の正しい使い方教室、非行防止教室の実施)

#### 5 未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
  - \* 言語活動の充実（スピーチ活動・集会活動など）
  - \* 学習規律の徹底
  - \* 教室環境の整備（特別支援教育の視点を入れた教室環境）
- (2) 自己有用感を育む取組の推進
  - \* 行事における学級づくりの推進
  - \* 異学年交流の充実
- (3) 豊かな心を育む取組の推進
  - \* 体験活動の充実
  - \* 道徳教育の推進
  - \* 児童会、生徒会活動の充実
  - \* 規範意識の向上
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
  - \* いじめ対策強化月間の取組
  - \* 人権旬間の取組
  - \* いじめ調査、個別聞き取り調査（6月、11月）

(5) 教職員の資質・能力の向上を図る取組の推進

- \* 校内研修
- \* 校外研修会への参加

## 6 いじめ予防に向けた地域とのつながり

学校内での子どもと教師の関係や、家庭内での家族との関係だけでは学校や家庭以外の子どもたちの様子を把握することは難しい。重大ないじめの兆候を見逃さないようにするためには、地域社会の人々とのつながりが必要である。本校においては子育て支援協議会（スクールガードボランティア・放課後児童クラブなど）との連携がある。単に安全な登校を見守るだけでなく、いつもと違って元気がない子がいると声をかけて話を聞いたり、けんかの仲裁をしたり、日々子どもたちと関わりを持って接する存在となっている。

学校の中や家庭内だけでなく、外にも信頼できる大人、安心して話ができる大人が身近にいる意味は大きい。地域に開かれた学校づくりを進めることが、子どもたちをいじめから守り、いじめをしない心を育てる有効な手立てとなる。

## IV 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけ合いを装ったり、教職員に分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童生徒が示す変化やそのサインを見逃さないように、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

いじめは、時間の経過とともに見えにくく捉えにくくなり、発端や真相も曖昧になるが、被害者の悩みは消えることなく、深刻化し不幸な事態に発展する場合がある。したがって、事態の発見と対応の即効性がこの問題を解決する鍵となる。結果的にいじめを放置することがないよう、細心の心配りが求められる。

### 2 子どもを「見る」観察眼を持つ

子どもの表層的な側面のみしか捉えていない「見る」から子どもの心の奥まで理解し、子どもの心に寄り添い支える「見る」ことへの転換が必要である。一人で居る姿、普段にない行動、腹痛、登校しぶりなど、言葉にしない子どもの声を見る力が大切である。

### 3 いじめ調査

年間2回（6月、11月）いじめ調査を実施する。（アンケート調査と個別の聞き取り調査）

- ① アンケート調査（記名式）
- ② 個別の聞き取り調査（アンケート調査後直ちに実施）
- ③ いじめの状況判断は、平成30年4月「（改定）京都府いじめ防止基本方針」による。

#### 【いじめが解消している状態】

- ① いじめにかかる行為が止んでいること。（いじめが止んでいる状況が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。）

## V 早期対応

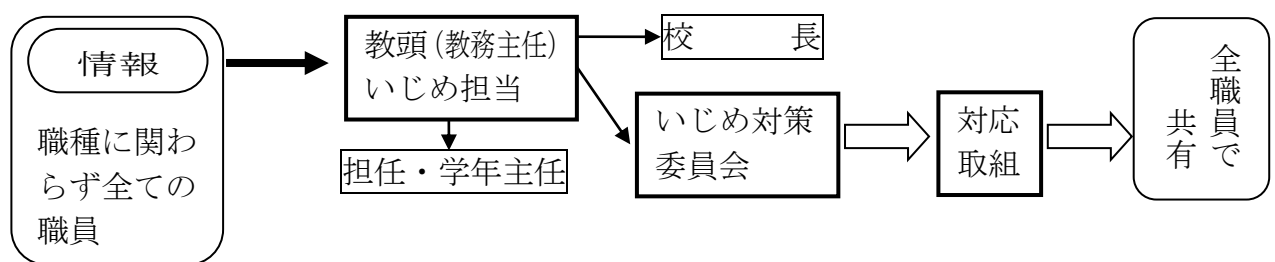
### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと思われる（疑われる）行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと思われる（疑われる）行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

#### 〈いじめ発生時の対応〉



〈個別の聞き取り → 関係者を集めての聞き取り → 事象の整理 → 保護者への連絡 → 話し合いと指導〉

- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童生徒から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 3 教職員の戒めるべき対応

- ・ 見て見ぬふり 対処の後回し
- ・ 無責任な判断といじめの訴えの放置…「気にするな」「強い気持ちを持って」「言い返せ」「たいした問題ではない」など
- ・ 当事者の「いじめはない」との回答を鵜呑みにした指導の放棄
- ・ 教師一人での抱え込みやスタンドプレー
- ・ 勢力のある加害者に加勢し、自分を擁護する
- ・ 観察不足、判断ミスなどをごまかす…ミスや間違いに気付いた時点で正直に表明する姿が大切

## VI 被害児童生徒・保護者への対応

### 1 学校の責任

学校で起きた問題は「全て学校の責任」である。被害にあつて苦悩が募る児童生徒と保護者の支援に徹する。

### 2 学校は全面的に被害者側に立つ

いじめ問題では、学校は全面的に被害者側に立つことが原則である。

### 3 家庭訪問

被害・加害児童生徒の全員から事実を聴取し指導した後、即日家庭訪問を行い、謝罪と報告をする。即日に家庭訪問をし、本人と保護者の悩みを聴く。

### 4 家庭訪問で大切なこと

- (1) 学校で起きた問題で苦悩している児童生徒と保護者に謝罪する。家庭教育の批判や放任への言及、また、「被害者にも非がある」という口上はすべきではない。
- (2) 学校で掌握した事実を、隠蔽しないで全て伝える。報告する事実は、加害・被害両者の整合性があること。
- (3) 学校の見解をはさまずに、本人と保護者の言い分を全て聴く。
- (4) 学校への要望を受け止める。
- (5) 加害児童生徒及び保護への要望を聴き、それに答える返答をする。
- (6) 訪問は、家庭の意向に従い、何度も行う旨を申し出る。

### 5 重大事態に至った場合の配慮・検討内容

被害児童生徒が再登校できる環境づくり／被害（加害）児童生徒のクラスへの受け入れ  
因果関係の明確化と報告／加害児童生徒とその保護者の謝罪／再発防止策の公表  
傷害で欠席中の学力の保障…家庭訪問による教科指導など／治療費等の損害賠償の要求  
加害児童生徒と被害児童生徒の関係づくり……等

## VII 加害児童生徒・保護者への対応

### 1 家庭訪問

加害児童生徒やその保護者も、問題を起こして困惑していることを念頭において対応する。学校で起きた問題は「学校の責任」である。

### 2 家庭訪問で大切なこと

- (1) 学校で起きた問題で苦悩している児童生徒と保護者に謝罪する。
- (2) 学校で掌握した事実を、隠蔽しないで全て伝える。報告する事実は加害・被害両者の整合性があること。
- (3) 出来事を振り返り、その加害に至った経緯を整理しながら反省させる。児童が自分の非を認め、神妙に反省し、謝罪し、更生を決意した点を受け入れる。
- (4) 学校への要望を聴き、それに応じる旨を伝える。
- (5) 被害児童生徒及び保護者への対応を聴き、謝罪を促す。
- (6) 今後も家庭訪問をし、家庭の意向に従い、児童生徒を見守る旨を申し出る。

## **VIII 重大事案への対処**

- 1 重大事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 3 調査結果を教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事案と同種の事案の発生の防止のために必要な取組を進める。

## **IX 関係機関との連携**

### **1 地域・家庭との連携の推進**

- (1) P T Aとの連携の下、いじめ防止に対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

### **2 関係機関との連携の推進**

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。